

上野原市公式ホームページへの広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、上野原市有料広告掲載要綱(平成19年上野原市告示第3号)第2条の規定に基づき、上野原市公式ホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第2条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市が指定する。

(広告の種類及び規格)

第3条 広告の種類はバナー広告とし、その規格は1枠あたり次のとおりとする。

大きさ(枠)	縦60ピクセル、横240ピクセル
データ容量	5KB以下
ファイル形式	GIF又はJPEGの静止画

2 バナー広告のデザイン、色彩等は、上野原市ホームページのデザインと調和がとれたものとし、市と広告主との間で協議のうえ決定する。

(広告の掲載枠数)

第4条 広告の掲載枠数は、上野原市公式ホームページに支障をきたさない範囲内とし、同一の広告主に対し1枠とする。ただし、募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠の利用を認めることができる。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は最大12か月とする。なお、掲載期間途中での掲載期間延長は認めないものとする。。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖期間に応じた日数を延長することができる。

(広告掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

掲載期間	1枠あたりの広告掲載料金(月額)	割引率
1か月から2か月	5,000円	なし
3か月から5か月	4,750円	5%
6か月から8か月	4,500円	10%
9か月から11か月	4,250円	15%
12か月	4,000円	20%

附 則

この基準は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和5年3月27日から施行する。